

松宮孝明『刑法総論講義[第4版]』（成文堂、2009年）正誤表および法改正に伴う修正表

該当頁行	修正前	修正後
「第4版のはしがき」i頁本文 4行目	上 <u>奏</u>	上 <u>梓</u>
「第4版のはしがき」i頁本文 6行目	得がたい <u>機会</u>	得がたい <u>こと</u>
「第4版のはしがき」ii頁本文 10行目	独創的なものになければならない	独創的なものに <u>なら</u> なければならない
2頁5行目	「刑事施設及び <u>受刑者</u> の処遇等に関する法律」も	「刑事収容施設及び <u>被収容者</u> 等の処遇に関する法律」も、
22頁網かけ 「*」1行目	*公訴時効の事後的延長	*公訴時効の事後的延長・ <u>廃止</u>
22頁網かけ 「*」6~8行目	わが国では、 <u>公訴時効期間は刑事訴訟法に規定されているので、これも訴訟法上の規定として事後法の禁止に当たらないとする余地はある。</u>	日本でも、 <u>2010年4月に、人を死亡させた罪のうち法定刑に死刑があるものの公訴時効を廃止し、人を死亡させた罪のうちその他のものについては、その法定刑に応じて時効期間を延長した上、この改正法の施行前に犯された罪であってもその時効が完成していないものについては、これらの時効廃止や延長を遡及適用することとした。</u>
22頁網かけ 「*」15行目末尾追加		<u>公訴時効の廃止は、必ずしも、永遠の犯罪捜査を保障するものではなく、かえって、捜査の打ち切りを捜査機関の恣意に委ねる結果ともなりかねない。また、冤罪の場合、真犯人が永久に名乗り出してくれないという弊害も生じる。公訴時効の廃止とその遡及適用は、考え直すべきであるように思われる。</u>
268頁下から2行目	注意義務を <u>追</u> っている人々が、	注意義務を <u>負</u> っている人々が、

<p>354 頁「4 公 訴時効」本文 4 行目</p>	<p>時効期間が新設された。それによれば、</p>	<p>時効期間が新設された。また、<u>2010（平成22）年の改正では、人を死亡させた罪のうち法定刑に死刑があるものの公訴時効を廃止し、人を死亡させた罪のうちその他のものについては、その法定刑に応じて時効期間を延長した上、この改正法の施行前に犯された罪であってもその時効が完成していないものについては、これらの時効廃止や延長を遡及適用することとした。</u>それによれば、</p>
<p>354 頁「4 公 訴時効」本文 4 行目 6 行目以下</p>	<p>① 死刑に当たる罪については 25 年 ② 無期の懲役または禁錮に当たる罪については 15 年 ③ 長期 15 年以上の懲役または禁錮に当たる罪については 10 年 ④ 長期 15 年未満の懲役または禁錮に当たる罪については 7 年 ⑤ 長期 10 年未満の懲役または禁錮に当たる罪については 5 年 ⑥ 長期 5 年未満の懲役もしくは禁錮または罰金に当たる罪については 3 年 ⑦ 拘留または科料に当たる罪については 1 年</p>	<p><u>(1) 人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの（死刑に当たるものを除く。）</u> ① 無期の懲役または禁錮に当たる罪については 30 年 ② 長期 20 年の懲役または禁錮に当たる罪については 20 年 ③ 前 2 号に掲げる罪以外の罪については 10 年 <u>(2) 人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪</u> ① 死刑に当たる罪については 25 年 ② 無期の懲役または禁錮に当たる罪については 15 年 ③ 長期 15 年以上の懲役または禁錮に当たる罪については 10 年 ④ 長期 15 年未満の懲役または禁錮に当たる罪については 7 年 ⑤ 長期 10 年未満の懲役または禁錮に当たる罪については 5 年 ⑥ 長期 5 年未満の懲役若しくは禁錮または罰金に当たる罪については 3 年 ⑦ 拘留または科料に当たる罪については 1 年</p>
<p>356 頁 5 行目</p>	<p>間の延長</p>	<p>間の延長および廃止</p>

356 頁 13 行目	可能となるであろう。	可能となるであろう <u>(現に、2010 年改正は、この改正法の施行前に犯された罪であってもその時効が完成していないものについては、この改正による時効廃止や延長を遡及適用することとした)</u> 。
356 頁 20 行目	もちろん、それは、	もちろん、 <u>公訴時効の完成は、</u>
356 頁下から 7 行目	除される。時効は、	除される <u>(もともと、2010 年改正により、死刑に対する刑の時効は廃止され (31 条)、他の刑についても時効期間が延長された)</u> 。時効は、
356 頁下から 5 行目~357 頁 2 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>死刑</u>については 30 年</li> <li>② <u>無期の懲役または禁錮</u>については 20 年</li> <li>③ <u>10 年以上の有期の懲役または禁錮</u>については 15 年</li> <li>④ 3 年以上 10 年未満の懲役または禁錮については 10 年</li> <li>⑤ 3 年未満の懲役または禁錮については 5 年</li> <li>⑥ 罰金については 3 年</li> <li>⑦ 拘留、科料および没収については 1 年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>無期の懲役または禁錮</u>については 30 年</li> <li>② <u>10 年以上の有期の懲役または禁錮</u>については 20 年</li> <li>③ 3 年以上 10 年未満の懲役または禁錮については 10 年</li> <li>④ 3 年未満の懲役または禁錮については 5 年</li> <li>⑤ 罰金については 3 年</li> <li>⑥ 拘留、科料および没収については 1 年</li> </ul>
357 頁 4 行目	(33 条)。 <u>死刑、懲役、禁錮</u> および	(33 条)。懲役、禁錮および
378 頁左列 8~9 行目	最判平成 6・12・6 刑集 48-8-509…………… ……………145,265,283 <u>最判平成 6・12・6 刑集 48-8-509……………</u> <u>……………317</u>	最判平成 6・12・6 刑集 48-8-509…………… ……………145,265,283, <u>317</u>